

白岡町立小・中学校就学指定校変更・区域外就学承認基準

平成18年12月14日教育長決裁

1 指定校変更

区 分	承認基準	対象学年	承認期間	添付書類
町内転居	・転居後、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合で通学上支障のないとき。	全学年	卒業まで	住民異動届の写し
転居予定	・住宅の新築、購入等により、転居することが確実であり、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合。	全学年	転居するまで	売買契約書、工事請負契約書、建築確認申請書等の写し等
一時的な住所変更	・住宅の建て替え等のために一時的に住所を異動し、住宅完成後、もとの住所に戻ることが確実な場合で通学上支障のないとき。	全学年	必要と認める期間	工事請負契約書、建築確認申請書等の写し等
身体的理由	・身体的理由により、指定校以外の学校を希望する場合。 ・特殊学級入級者で指定校に特殊学級が設けられていない場合。	全学年	必要と認める期間	医師の診断書等
両親共働き等	・保護者が住所地以外の通学区域で店舗等を経営している場合や共働き又は父子・母子家庭で児童を祖父母等の家に預けている場合に店舗等又は祖父母宅等のある通学区域の学校を希望するとき。	小学校全学年	必要と認める期間	営業証明書、勤務証明書、児童を保護する旨の証明書
地理的理由	・地理的な条件から指定校への通学について安全を確保することが困難な場合。	全学年	卒業まで	

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の慣習又は活動の区域が通学区域と異なる場合。 ・区画整理事業の施行により指定校が変更になった場合。 			
兄弟姉妹関係	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更の承認を受けた児童・生徒の兄弟姉妹で同一校の就学を希望する場合。 	全学年	卒業まで	
指定校変更児童の中学校入学	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校変更の承認を受けた児童が中学校に入学する場合において、在籍する小学校を通学区域とする中学校を希望する場合。 	新中学 1 年生	卒業まで	
その他教育的配慮等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校等の解消のため変更する場合。 	全学年	卒業まで	学校長の意見書等
	<ul style="list-style-type: none"> ・負債、DV等により住所移転の手続ができない場合。 	全学年	必要と認める期間	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校に希望する部活動がない場合。(複数の中学校に希望する部活動がある場合は、自宅からの通学距離が最短の中学校とする。) 	中学校全学年	卒業まで	
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他具体的な事情に則して教育委員会が相当と認めた場合。 	全学年	必要と認める期間	

2 区域外就学

区 分	承認基準	対象学年	承認期間	添付書類
途中転出	・学年途中で町外へ転出した場合。	全学年	学年末まで	
転入予定	・住宅の新築、購入等により、転入することが確実であり、あらかじめ転入予定地を通学区域とする学校を希望する場合。	全学年	転入するまで	売買契約書、工事請負契約書、建築確認申請書等の写し等
一時的な住所変更	・住宅の建て替え等のために一時的に住所を異動し、住宅完成後、もとの住所に戻ることが確実な場合で通学上支障のないとき。	全学年	必要と認める期間	工事請負契約書、建築確認申請書等の写し等
身体的理由	・身体的理由により、区域外就学を希望する場合。	全学年	必要と認める期間	医師の診断書等
その他教育的配慮等	・いじめ、不登校等の解消のため変更する場合。	全学年	卒業まで	学校長の意見書等
	・負債、DV等により住所移転の手続きができない場合。	全学年	必要と認める期間	
	・その他特別な事情があると教育委員会が認めた場合。	全学年	必要と認める期間	

この基準は、平成19年1月4日から施行する。